

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口県は、指定難病医療給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山口県知事

## 公表日

令和8年1月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、支給認定を受けた指定難病の患者が指定難病に係る医療を受けた場合に、医療費の給付を行う事務。 指定難病の患者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額等を記載した特定医療費(指定難病)受給者証を交付する。 特定医療費(指定難病)受給者証の交付に当たっては、番号法の別表第二に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、他情報保有期間が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報等)を入手する。 特定医療費の支給に関する情報は情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへ提供情報の登録を行う。
③システムの名称	難病患者等公費負担管理システム・山口県統合宛名管理システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項、別表の第131の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項 【情報提供する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、18、42、77、80、113、125、144、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山口県 総務部 学事文書課 情報公開・文書班 753-8501 山口県山口市滝町1番1号 083-933-2576
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山口県 健康福祉部 健康増進課 精神・難病班 753-8501 山口県山口市滝町1番1号 083-933-2958
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [ 1万人以上10万人未満 ]
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人以上 ] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在せる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドラインに従い、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 紐付けをする際には複数人でチェックを行い、誤りの無いように努めている。 毎年の更新時に最新のマイナンバー情報の提出を求め、適宜誤りが無いかチェックを行っている。	
9. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[      ] 内部監査	[      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策		[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		・システムを利用するためのID・パスワードは利用者ごとに管理されており、定期的に変更をしている。 ・定期的にバックアップを作成している。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 98の項	番号法第9条第1項 別表第一 97の項	事後	
令和1年6月30日	I 5. 評価実施期間における 担当部署 ②所属長名	健康増進課長 西生 敏代	課長	事後	
令和1年6月30日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月30日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策		新様式への変更(IV リスク対策を追加)	事後	
令和8年1月20日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和7年3月31日	事後	
令和8年1月20日	II 2. 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
令和8年1月20日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和7年3月31日	事後	
令和8年1月20日	IV-9	外部監査	自己点検	事後	
令和8年1月20日	I -9、IV-8、11	—	項目追加	事後	様式変更による追加
令和8年1月20日	I -3	行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項、別表第一の第97の項	行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項、別表の第131の項	事後	
令和8年1月20日	I -4 ②	【情報照会する根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の120の項 【情報提供する根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、87の項	【情報照会する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項 【情報提供する根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、18、42、77、80、113、125、144、161の項	事後	